

# 平成 23 年度 税制改正要望事項

平成 22 年 8 月



厚生労働省

# 目 次

第 1	安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備	1
第 2	信頼できる年金制度に向けて	1
第 3	厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保	2
第 4	質の高い医療サービスの安定的な提供	2
第 5	健康で安全な生活の確保	4
第 6	良質な介護サービスの確保	4
第 7	障害者支援の推進	5
第 8	安心して働くことのできる環境整備	5
第 9	各種施策の推進	6

・番号の前に\*印を付してある項目は主要望官庁が他省庁で、共同要望をしている項目である。

## **第1 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備**

\*① **新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置**〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税等〕

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現するための包括的・一元的な制度の構築に伴い、税制上の所要の措置を講じる。

② **平成23年度以降の「子ども手当」に関する税制上の所要の措置**〔所得税、個人住民税等〕

平成23年度以降の「子ども手当」について、予算編成過程での検討を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。

## **第2 信頼できる年金制度に向けて**

① **事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続**〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについては、廃止期限後も給付時等の課税について係る優遇措置を継続する。

② **企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃**〔法人税、法人住民税〕

企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税を撤廃する。

③ **社会保障に関する経費の安定財源を確保するための税制上の所要の措置**

高齢化等に対応し、基礎年金国庫負担割合2分の1の確保など、社会保障に関する経費の安定財源を確保するための税制上の所要の措置を講じる。

### **第3 厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保**

**\* ① 教育訓練費に関する税額控除制度の適用期限の延長〔所得税、法人税、法人住民税〕**

中小企業を対象とする、教育訓練費の一定割合（8～12%）を税額控除することができる特例措置の適用期限を2年間延長する。

**② 障害者を多数雇用する事業所に対する税制上の特例措置の延長〔所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税〕**

障害者を多数雇用する場合の機会等の割増償却制度並びに不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

**③ 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕**

雇用保険法改正の具体的内容を踏まえた税制上の所要の措置を講じる。

### **第4 質の高い医療サービスの安定的な提供**

**① 医業継続に関する相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設〔相続税、贈与税〕**

地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、持分のある医療法人の出資者の死亡により相続が発生するなどしても医業の継続に支障をきたさないよう、期限（最長3年間）を定めて持分のない医療法人への移行を進めるものについて、相続税・贈与税に係る納税猶予及び猶予税額を免除する特例措置を講じる。

併せて、持分のない医療法人への移行を進める出資額限度法人については、残存出資者に発生するみなし贈与の課税の判定時期を移行期間終了時等とする取扱いとする。

**② 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕**

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

**③ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕**

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

**④ 社会保険診療等に係る消費税のあり方の検討〔消費税、地方消費税〕**

社会保険診療は国民に必要な医療を提供する高度の公共性を有していることから消費税は非課税とされ、医療機関や保険薬局の仕入れに係る消費税については社会保険診療報酬において措置されているところであるが、今後、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療報酬等に係る消費税に関する仕組みや負担を含め、そのあり方について速やかに検討する。

- ⑤ **高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長**〔所得税・法人税〕  
医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の医療用機器を取得した場合に、取得価格の 14% の特別償却を認める特例措置の適用期限を 2 年間延長する。
- ⑥ **医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長**〔所得税・法人税〕  
医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の 20% の特別償却を認める特例措置の適用期限を 2 年間延長する。
- ⑦ **平成 12 年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長**〔所得税・法人税〕  
平成 12 年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院・有床診療所への建替えを行った場合の建物について、基準取得価格（取得価格の 1/2）の 15% の特別償却を認める特例措置の適用期限を 2 年間延長する。
- \* ⑧ **グリーン投資減税(仮称)の創設**〔所得税、法人税、法人住民税、法人事業税〕  
低炭素成長社会の実現等のために、病院等が省エネ設備等を取得した場合、特別償却等を認める特例措置を創設する。
- \* ⑨ **地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の延長**〔所得税、法人税〕  
地震防災対策用資産（緊急地震速報受信装置及び関連設備）を取得し事業の用に供した場合に、取得価格の 20% を特別償却できる特例措置の適用期限を 3 年間延長する。
- \* ⑩ **試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充**〔所得税、法人税〕  
医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費総額の一定割合を税額控除する制度について、控除限度額が 30% とされている特例措置等の拡充を行う。
- ⑪ **医療法の改正に伴う税制上の所要の措置**〔法人税等〕  
医療法の改正に向けて検討を行っており、改正の具体的な内容を踏まえた税制上の所要の措置を講じる。
- ⑫ **後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置**〔国民健康保険税等〕  
後期高齢者医療制度の廃止及び新たな制度を創設することに伴い必要な税制上の所要の措置を講じる。
- ⑬ **国民健康保険税の課税限度額の見直し**〔国民健康保険税〕  
国民健康保険税の課税限度額の見直しを行う。
- ⑭ **扶養控除見直しに伴う国民健康保険税の所要の措置**〔国民健康保険税〕  
扶養控除の見直しに伴い、国民健康保険税の影響を受ける世帯に対して負担が増加しないよう所要の措置を講じる。

## 第5 健康で安全な生活の確保

### ① 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ〔たばこ税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国として、たばこ対策を強力に進めていくことが求められていることや、「健康日本21」において成人の喫煙に関する目標が設定され、「がん対策推進基本計画」においてもたばこ対策が重要な位置づけとされていることを踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するために、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

### ② 新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長〔所得税、法人税〕

新型インフルエンザ対策のための医療体制の整備のために、病原菌などが外に漏れないよう気圧を低くした陰圧室を設置するための簡易陰圧装置を取得する際に、取得価格の20%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

### ③ 予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置〔所得税、消費税等〕

予防接種法の改正に向けて検討を行っており、改正の具体的な内容を踏まえた税制上の所要の措置を講じる。

## 第6 良質な介護サービスの確保

### \* ① サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制〔所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税〕

新たに制度化の検討がされているサービス付き高齢者住宅（仮称）について、現行の高齢者向け優良賃貸住宅に関する建設促進税制と同様の措置等を講じる。

### ② 療養病床の転換に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

療養病床の再編成に伴い、療養病床から老人保健施設等への転換に際し、増改築をした場合、基準取得価格の15%の特別償却を認める特例措置について適用期間を延長する。

### ③ 介護保険制度の改正に伴う税制上の所要の措置〔所得税等〕

介護保険制度の改正に向けて検討を行っており、改正の具体的な内容を踏まえた税制上の所要の措置を講じる。

## 第7 障害者支援の推進

### ① 譲渡所得に関する特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充〔所得税、法人税、個人住民税〕

障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際に、第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターについては、簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられるが、同じく第2種社会福祉事業でありながら、適用外となっている通所サービスやグループホーム等についても同様の措置を講じる。

### ② 障害者を多数雇用する事業所に対する税制上の特例措置の延長〔所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税〕（再掲）

障害者を多数雇用する場合の機会等の割増償却制度並びに不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

## 第8 安心して働くことのできる環境整備

### \* ① 特定退職金共済団体である一般社団・財団法人が受け取る利子等の非課税措置の創設〔所得税、法人住民税〕

一般社団・財団法人である特定退職金共済団体について、利子等を非課税とする特例措置を創設する。

### \* ② 住宅用家屋に係る登録免許税の軽減措置の適用期限の延長〔登録免許税〕

住宅を新築した場合や一定の中古住宅を取得した場合等において、当該家屋の所有権の保存登記、移転登記又は抵当権設定登記に対する登録免許税の税率に係る特例措置の適用期限を2年間延長する。

## 第9 各種施策の推進

### ① 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設（共同冷蔵庫、研修施設、研究施設等）を設置した場合に、取得価格の8%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

### \* ② ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し〔固定資産税〕

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価について見直しを行う。

### \* ③ 事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長〔所得税、法人税等〕

生活衛生関係営業者及び保険医療機関等が一定金額以上の事業基盤強化設備等を取得した際に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

### ④ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税〕

公害防止用の特定設備（有害物質を活性炭で吸着し、回収・処理する装置）を取得した際に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年間延長する。

### \* ⑤ 産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長及び拡充〔登録免許税、不動産取得税〕

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税、不動産取得税の特例措置について、その適用期限の2年間延長等をする。

### \* ⑥ 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長〔法人税等〕

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金について、通常の場合の損金算入限度額の116%相当額を損金算入限度額とする特例措置の適用期限を2年間延長する。

### \* ⑦ 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長〔法人税等〕

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等について、留保所得の32%相当額を所得計算上、損金に算入することが出来る特例措置の適用期限を2年間延長する。



**⑧ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に係る非課税措置及び差押え禁止措置の存続〔所得税、印紙税、個人住民税等〕**

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に係る所得税等の非課税措置及び差押え禁止措置を存続する。

**⑨ 独立行政法人の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税等〕**

所管の独立行政法人の在り方の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講じる。

**⑩ 個人が社会福祉法人等に寄附を行った場合における税額控除等の創設〔所得税、個人住民税〕**

個人が社会福祉法人等に寄附を行った場合の寄附金控除について、以下の措置を講じる。

- (i) 税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制とする。
- (ii) 所得控除を選択する場合、寄附金控除に係る手続を年末調整の対象とする。